

○豊田市有害鳥獣駆除実施要綱

(趣旨)

第1条 豊田市内の農作物等に被害を与える有害な鳥獣（以下、「有害鳥獣」）を駆除するため、市が行う駆除事業の実施について、この要綱に定めるものとする。

(駆除の依頼)

第2条 農事組合長又は自治区長（以下、「農事組合等」）は、それぞれの区域において、有害鳥獣による農作物被害があるとき又は農作物被害の発生が予想される場合は、市へ有害鳥獣の駆除を依頼することができる。

2 駆除の依頼は、有害鳥獣駆除依頼書（様式1、以下「依頼書」）により行う。

(駆除の委託)

第3条 市長は、各年度の鳥獣による農作物被害を想定し、あらかじめ市内5地区の猟友会へ駆除業務を委託する。

(駆除の実施)

第4条 市長は、農事組合等から依頼書の提出があったときは、内容を確認の上、速やかに、当該地区の猟友会及び鳥獣保護員へ依頼書の写しを送付する。

2 市長は、前項の事務処理後、依頼書に記載された立会者に受理通知をする。

3 依頼書を提出した農事組合等は、駆除の実施について、当該猟友会へ連絡し、駆除方法等を協議するとともに、協力をして、安全確保に努めるものとする。

(捕獲檻による駆除)

第5条 農事組合等は、捕獲檻による駆除を実施する場合に次の役割を担うものとする。

- (1) 設置場所の土地所有者の了解を得ること。
- (2) 設置及び撤収時の捕獲檻の運搬
- (3) 草刈等の周辺管理
- (4) 餌の交換
- (5) 見回り等の捕獲物の確認
- (6) 捕獲した際の猟友会への連絡
- (7) 埋葬等の捕獲物の処分の協力

(銃器による駆除)

第6条 農事組合等は、銃器による駆除を実施する場合に次の役割を担うものとする。

- (1) 地元住民等への危険防止に関する放送や回覧などによる周知徹底

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。